

広島県告示第九百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地		名称	廃止した事業所	所在地	サービスの種類	廃止年月日
	名称	所在地					
有限会社エクセルシア	福山市瀬戸町山北五六四番地の五	福山市瀬戸町長和二五〇一	訪問介護事業所しらゆり苑	訪問介護	訪問介護	平成二十一年七月一日	
有限会社あけぼの会	広島市南区皆実町一丁目一三番二―二〇一号	広島市南区皆実町一丁目一三番二―二〇一号	あけぼの会訪問介護事業所	訪問介護	訪問介護	平成二十一年九月一日	
社団法人世羅郡医師会	世羅郡世羅町本郷九三四	三原市久井町下津一四九七番地三	世羅郡医師会訪問看護ステーション	訪問看護	訪問看護	平成二十一年九月三〇日	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	尾道市東御所町九番一号	ニチイケアセンター尾道福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与	福祉用具貸与	平成二十一年九月三〇日	